

令和7年度 第2回

## 自動車整備技能登録試験のお知らせ

自動車整備技能登録試験（以下「登録試験」）は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」）が行う試験で、登録試験の概要は、次のとおりです。

また、受験資格が一部変更となっておりますのでご確認ください。

### 1. 試験の実施

各都道府県の登録試験地方委員会が試験実施に当たります。

### 2. 令和7年度 第2回登録（学科・実技）試験の実施種類

一級小型自動車 学科（筆記・口述）・実技試験

二級ガソリン自動車 学科試験

二級ジーゼル自動車 学科試験

二級自動車シャシ 学科試験

三級自動車シャシ 学科試験

三級自動車ガソリン・エンジン 学科試験

三級自動車ジーゼル・エンジン 学科試験

三級2輪自動車 学科試験

自動車電気装置 学科試験

自動車車体 学科試験

### 3. 試験実施の日及び場所

令和8年 3月22日（日）学科 筆記試験 各県整備振興会指定地予定

（合格発表予定日 令和8年4月7日（火）HPにて掲載予定）

令和8年 5月10日（日）学科 口述試験（一級のみ）各地方運輸局所在地予定

令和8年 8月23日（日）実技試験（一級のみ）各地方運輸局所在地予定

### 4. 申請受付期間及び場所

受付期間 令和 8年 1月19日（月）～ 令和 8年 1月23日（金）

場 所 石川県自動車整備振興会（登録試験石川地方委員会）

## 5. 受験資格の概要 ※一部変更となっております。

一級： 二級(シャシを除く)合格後3年以上の自動車整備に係る実務経験がある方  
又は一種養成施設の一級課程修了者等。

二級： 三級合格後**2年以上**の自動車整備に係る実務経験がある方、  
又は一種養成施設の**二級課程修了者等**。

三級： 15歳以降の自動車整備に係る実務経験が**6ヶ月以上**ある方、  
又は一種養成施設の**三級課程修了者等**。

電気： 15歳以降の自動車電気装置に係る実務経験が**1年4ヶ月以上**ある方

車体： 15歳以降の自動車車体整備に係る実務経験が**1年4ヶ月以上**ある方、  
又は一種養成施設の**車体課程修了者等**。

**☆ 注意**： 受験種目に対応した実務経験又は養成課程修了が必要です。

不明な点は、日整連HP 又は 石川県自動車整備振興会でご確認下さい。

TEL 076-239-4001

## 6. 申請に必要なもの

①受験申請書 (種目別で地方振興会にて無償配布)

②受験資格を証する証明書等

- ・使用者（在職）証明書 HPからダウンロード又は窓口で配布
- ・整備士合格証書
- ・卒業（修了）証書（短縮者のみ）

③写真 1枚 (申請前6ヶ月以内に脱帽し正面から上半身を

撮影したもので、縦4.5cm、横3.5cmのもの )

④受験手数料 学科 7,200円 (一級9,300円) 実技 14,000円

⑤はがき 2枚 (官製はがきの表にご自分の宛名を記載した物)

※一級申請時は学科・口述試験用にそれぞれ2枚の合計4枚

学科試験合格後の実技試験用は後日提出

## 7. 登録試験と検定試験の関係

国家資格の自動車整備士資格を取得するには、登録試験とは別に、国に対して検定試験の受験申請をする必要があります。登録試験に合格した日から2年間は、合格した登録試験の種類に応じた検定試験が免除されます。

したがって、一種養成施設修了者（自動車整備専門学校等卒業者）又は2種養成施設修了者（自動車整備技術講習修了者）の実技試験免除の方で登録学科試験に合格した方、もしくは登録学科・実技試験に合格した方は、検定試験の受験申請（書類審査）のみで自動車整備士資格を取得できます。

ただし、検定試験受験手数料(全部免除申請料)等の費用は必要です。

試験後に実技免除となる整備士講習受講をご検討の方は別紙の  
(実技免除となる整備士講習受講を検討されている方へ)をご確認ください。

## 自動車整備技能登録試験（筆記）試験を受験される方へ (実技免除となる整備士講習受講を検討されている方へ)

新自動車整備士制度が令和9年1月1日に施行され、下記の通り整備士の種類が変更となります。これに伴い、当振興会で実施している自動車整備士講習は、**令和8年度後期講習から新自動車整備士制度に基づき実施いたします。**

**現行制度に基づく自動車整備士講習は令和8年度前期の講習までとなりますのでご注意ください。**

- 新しい整備士資格体系は以下の通りです。

自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)	
一級	一級大型自動車整備士（※）
	一級小型自動車整備士（※）
	一級二輪自動車整備士
二級	二級ガソリン自動車整備士
	二級ジーゼル自動車整備士
	二級自動車シャシ整備士
	二級二輪自動車整備士
三級	三級自動車シャシ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
	三級二輪自動車整備士
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士
	自動車車体整備士

自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)	
一級	一級自動車整備士（総合）（※）
	一級自動車整備士（二輪）
二級	二級自動車整備士（総合）（※）
	二級自動車整備士（二輪）
三級	三級自動車整備士（総合）
	三級自動車整備士（二輪）
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気・電子制御装置整備士（※）
	自動車車体・電子制御装置整備士（※）

※新しい整備士の種類に対応した登録試験が令和9年3月(1級は令和10年3月)から実施されます。

- 従来の整備士養成講習修了者は、令和9年3月から令和10年3月迄【その後は未定】に実施される同種類の学科試験のみ受験が可能です。
- 令和8年10月(1級は令和9年5月)以前の学科試験に合格された方は、令和9年1月から令和11年1月迄(1級は令和9年8月から令和11年8月迄)【その後は未定】に実施される同種類の実技試験が受験可能です。

**注意** 自動車整備士資格取得には、現行制度の学科試験に合格した場合は、現行制度に基づく自動車整備士講習の受講が必要です。従って、従来の登録学科試験に合格していても、同種類の養成講習が受講できない等により自動車整備士資格が取得できない場合がありますのでご注意下さい。

※当県における自動車整備士講習の開講予定表

令和8年度		令和9年度	
前期（4月～）	後期（10月～）	前期（4月～）	後期（10月～）
旧3級ガソリン(基礎含む)	新3級（総合）	新3級（総合）	新3級（総合）
旧2級ガソリン		新2級（総合）	

